

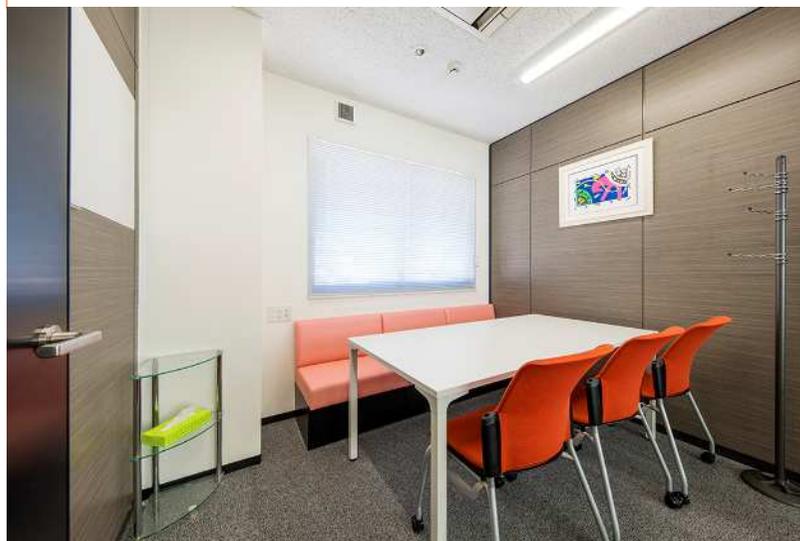
# 令和7年税制改正大綱 のポイント

## (個人所得関係)

※ 本資料は令和7年度税制改正大綱(令和6年12月20日自由民主党公明党)、各省庁資料等に基づいて作成しております。法案成立前での情報提供資料のため、本資料内容と異なる取り扱いになる場合がありますのでご了承ください。

# Runwiz税理士事務所

基本情報		ビジョン
事務所名	Runwiz(ランウィズ)税理士事務所	<p>Runwiz税理士事務所は、 “企業の成長支援のために共に走る税理士” をビジョンとしています。</p> <p>お客様を主体としてそれを支える税理士事務所という立ち位置のもと、お客様のニーズ及びスピードに合わせて奮闘するという意味を込めています。</p>
所在地	東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21天翔神田駅前ビル506	
開業	2020年	
従業員	2名	
会計ソフト	freee・MF・ミロク・弥生 その他すべて	



## 経歴

中央大学商学部卒業

略歴および実績

- ・大原簿記学校にて税理士講座法人税法担当講師を経験
- ・税理士法人2社で個人から上場子会社、経理代行、セミナーなど幅広く経験
- ・税理士事務所開業
- ・神田法人会租税研修講師、税理士会租税教育
- ・経理サポートにて経理立て直しを実施
- ・株式会社Runwiz設立。経理立直し事業を本格始動

# Runwiz税理士事務所

## 事業内容

### 会計強化・税務 シミュレーション

- ・個性強化(粗利管理)
- ・表現力強化(科目精査)
- ・未来創造力強化(目標設定)
- ・俯瞰力強化(シミュレーション)
- ・目標に合わせた税務対策

### 経理の立直し

- ・経理効率化支援、経理改善、経理代行
- ・業務フロー構築
- ・マニュアル作成・ノーハウ預かり
- ・経理部人材教育

### 士業によるトータル アプローチ

- ・他士業との積極連携
- ・先手のタイミングで適切な士業と相談する機会提案



# 改正の基本的考え方

「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本とする。

下記3点を踏まえ税制のあり方を不断に見直すことが求められている。

1. 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。  
(設備投資の促進等)
2. 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。  
(所得向上、社会インフラの整備等)
3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。

令和7年度税制改正では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行

出典：自民党大綱資料より

# 目次

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 基礎控除の引き上げ・・・P6</li><li>2. 給与所得控除の引き上げ・・・P7</li><li>3. 特定親族特別控除(仮称)・・・P8</li><li>4. その他所要の措置・・・P9</li><li>5. 103万円の壁・・・P10</li><li>6. 生命保険料控除の見直し・・・P11</li><li>7. 住宅ローン控除・・・P12</li><li>8. エンジェル税制・・・P13</li><li>9. 確定拠出年金・・・P16</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>10. 退職所得控除の調整・・・P17</li><li>11. 事業承継税制・・・P18</li><li>12. 結婚子育て資金の一括贈与・・・P22</li><li>13. 外国人旅行者向け消費税免税制度<br/>・・・P23</li><li>14. 電子帳簿保存制度の見直し・・・P24</li><li>15. 納税通知書に係る送付・・・P25</li></ol> |
|---|--|

# 1. 基礎控除の引き上げ

令和7年分以後の  
所得税について適用

物価が上昇傾向にあり、今後も一定の上昇が見込まれるため、所得税の基礎控除の額を10万円(現行の20%程度)引き上げる。

改正前

本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	なし



改正後

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	なし

※ 個人住民税の基礎控除については据え置き。

# 2. 給与所得控除の引き上げ

令和7年分以後の  
所得税について適用

物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を10万円引き上げる。

改正前

最低保障額

55万円



改正後

最低保障額

65万円

※ 個人住民税の給与所得控除について、最低保障額を55万円から65万円に引き上げる。

／令和8年以後適用

# 3. 特定親族特別控除(仮称)

令和7年分以後の  
所得税について適用

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があるため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する。

改正前

親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円

改正後

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※ 個人住民税のについても、同様に控除額が段階的に逡減する。  
／令和8年以後適用

# 4. その他所要の措置

令和7年分以後の  
所得税について適用

引き上げに伴うその他所要の措置を行う。

改正前

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件	48万円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円
勤労学生の合計所得金額要件	75万円

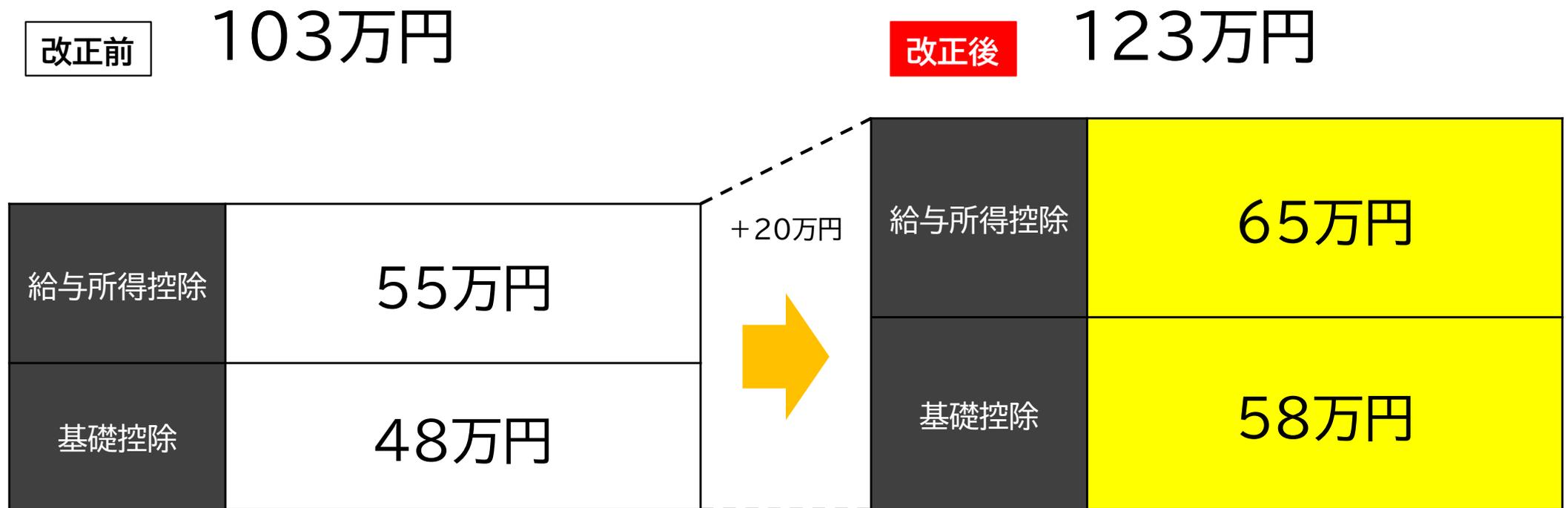
改正後

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件	58万円
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円
勤労学生の合計所得金額要件	85万円

# 5. 103万円の壁

令和7年分以後の  
所得税について適用

所要の措置に伴い、所得税課税が生じる基準となる収入の103万円の壁が、123万円に引き上げられたこととなる。



# 6. 生命保険料控除の見直し

令和8年分の所得税  
について適用

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充のため、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、一般生命保険料控除の控除額の適用限度額を2万円上乘せする。

改正前

年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円



改正後

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

※ 旧生命保険料及び上記の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円とする。  
 ※ 一般、介護医療、個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする(現行と同じ)。

# 7. 住宅ローン控除

特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等の取得をした場合の住宅借入金等の年末残高の限度額を引き上げる。  
床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できる。  
(東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。)

## 改正前

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	4,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円

床面積要件
50㎡

## 改正後

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

床面積要件
新築の場合40㎡(所得要件1,000万円)

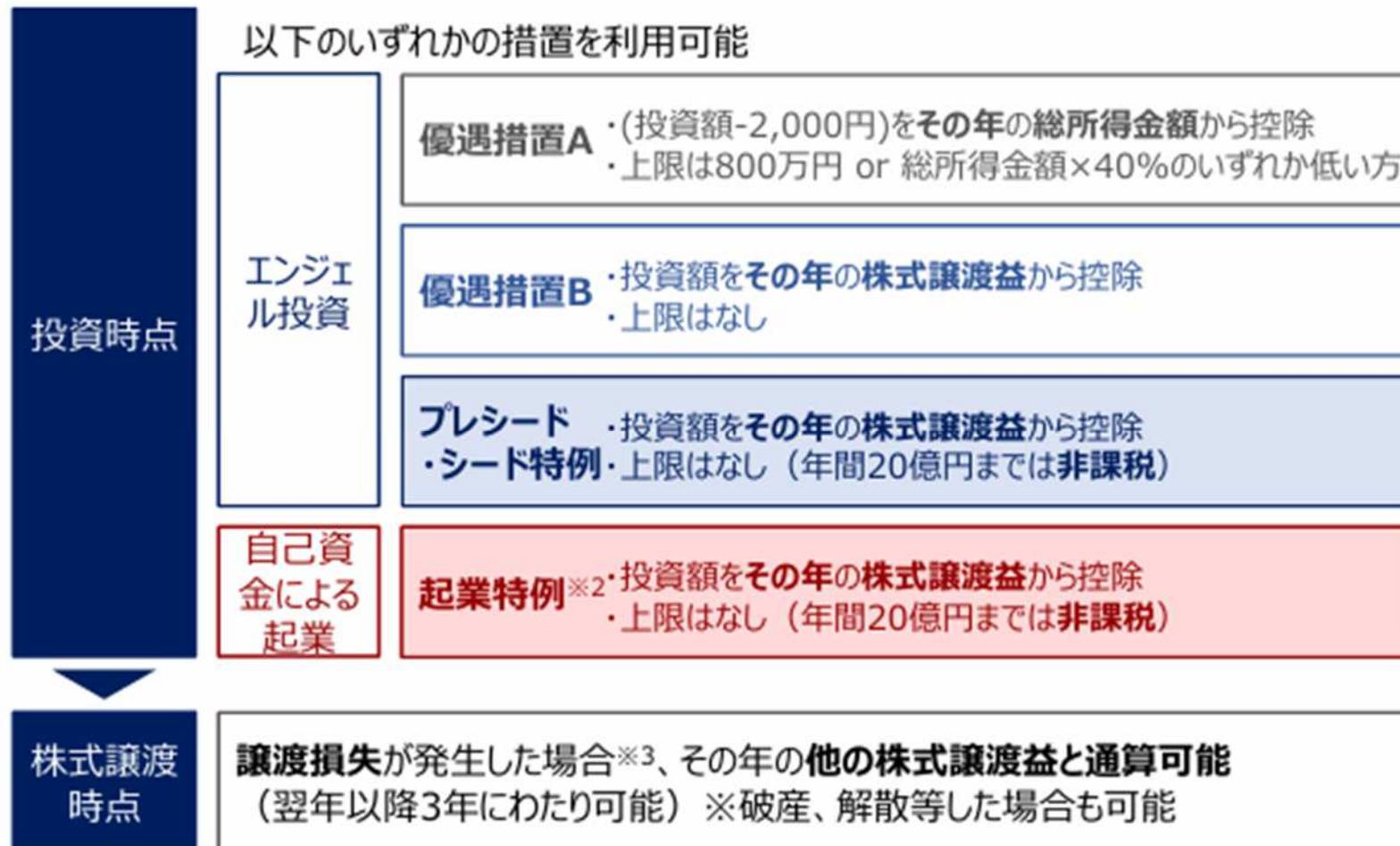
※特例対象個人とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

※既存住宅に係る特定の改修工事(一定の子育て対応改修工事)をした場合の所得税額の特別控除についても、令和7年も引き続き実施する。

# 8. エンジェル税制

<現行>

スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。



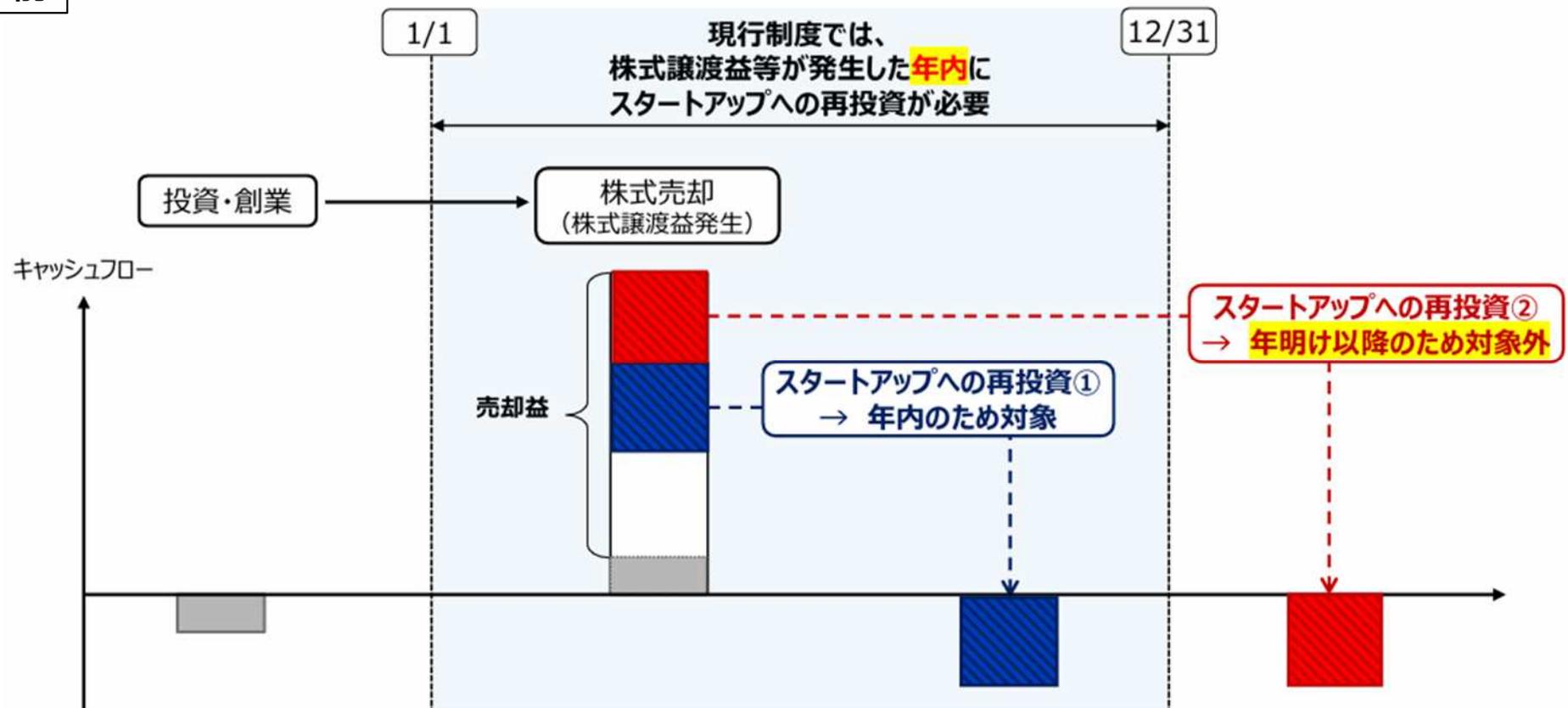
出典:経済産業省資料より

# 8. エンジェル税制

<課題>

税制の適用を受けるには、株式譲渡益や総所得が発生した年以内にスタートアップへの投資を行う必要がある。株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等、課題が残る。

改正前



出典: 経済産業省資料より

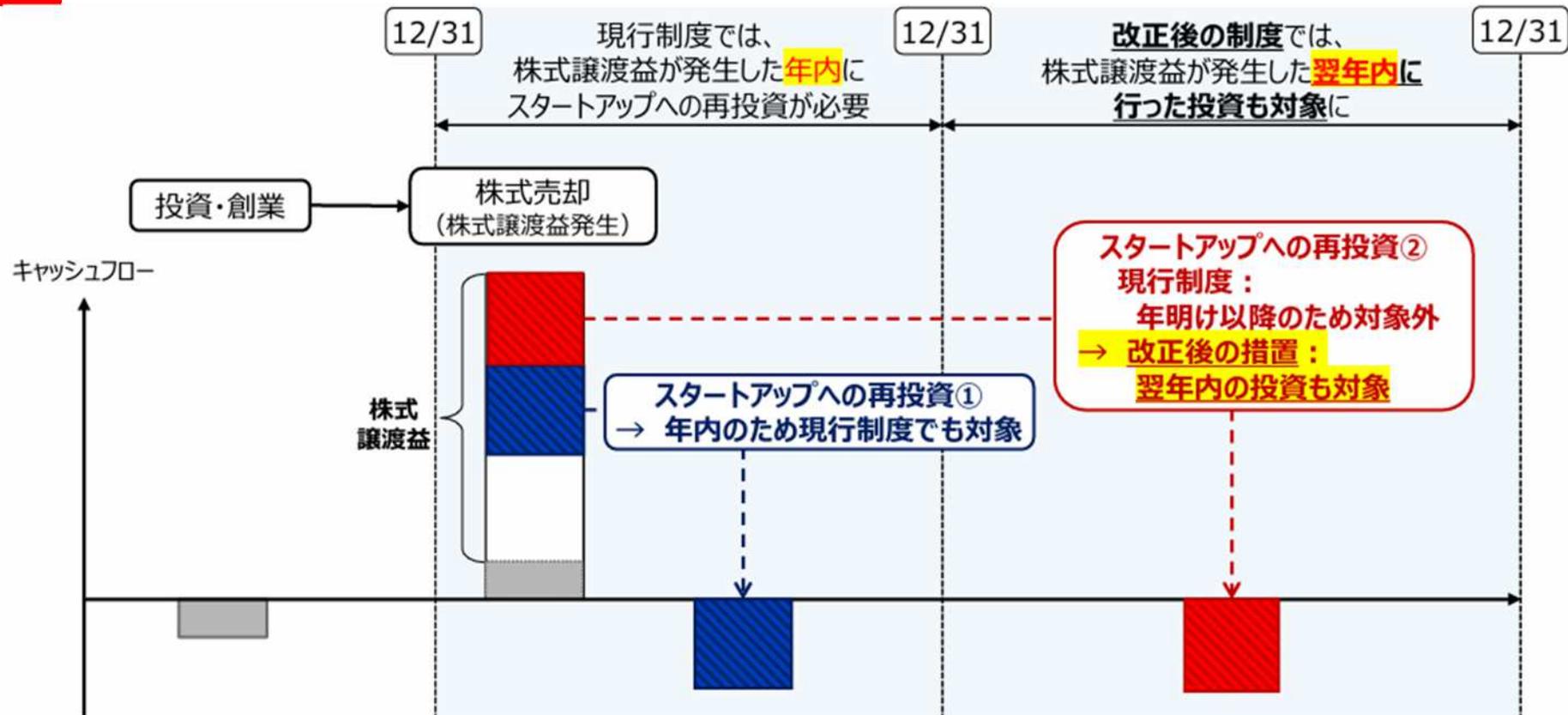
# 8. エンジェル税制

令和8年1/1以後の  
取得について適用

<改正>

イノベーションを牽引するスタートアップの創出により経済成長を加速するため、スタートアップへの再投資をより促進する観点から、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、株式譲渡益が発生した翌年末(最大2年間)まで再投資期間を延長する。

改正後

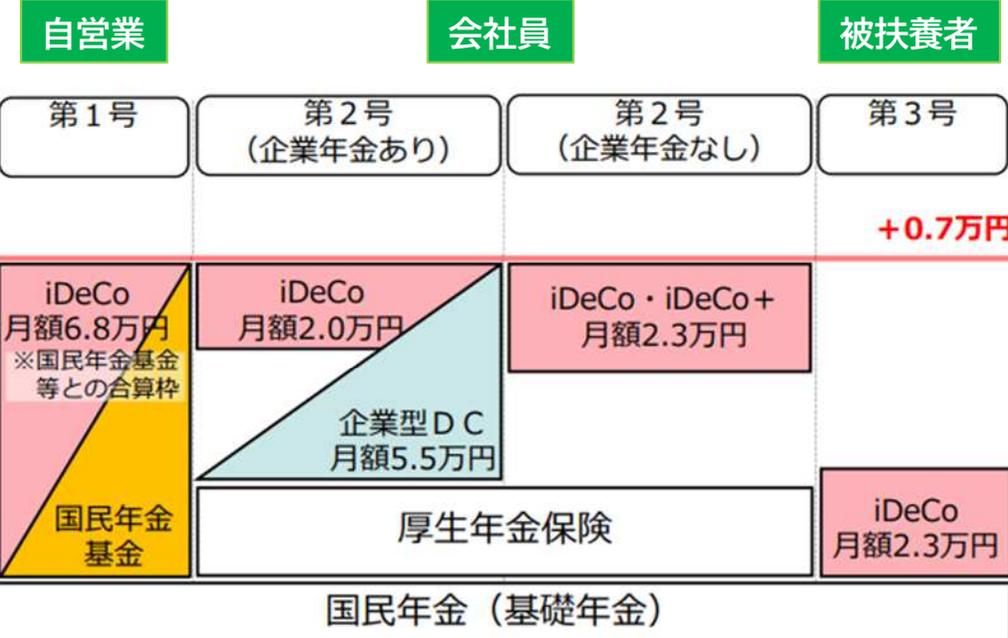


出典：経済産業省資料より

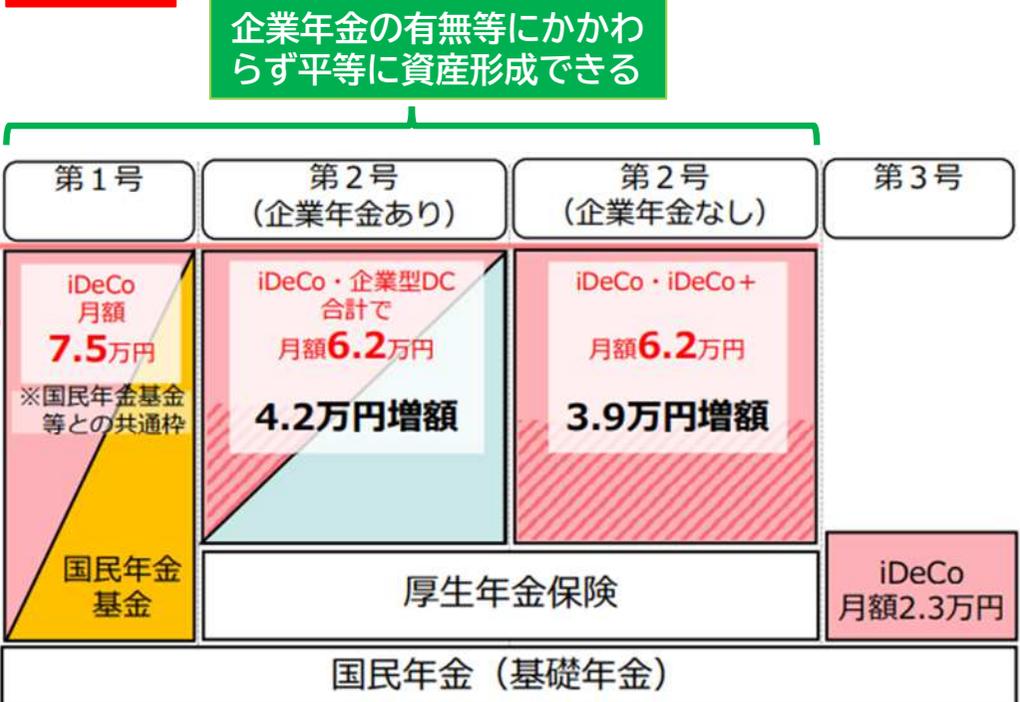
# 9. 確定拠出年金

- ・マッチング拠出について、企業型年金加入者掛け金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- ・第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる。
- ・第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる。
- ・第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額7.5万円に引き上げる。
- ・iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。

改正前



改正後

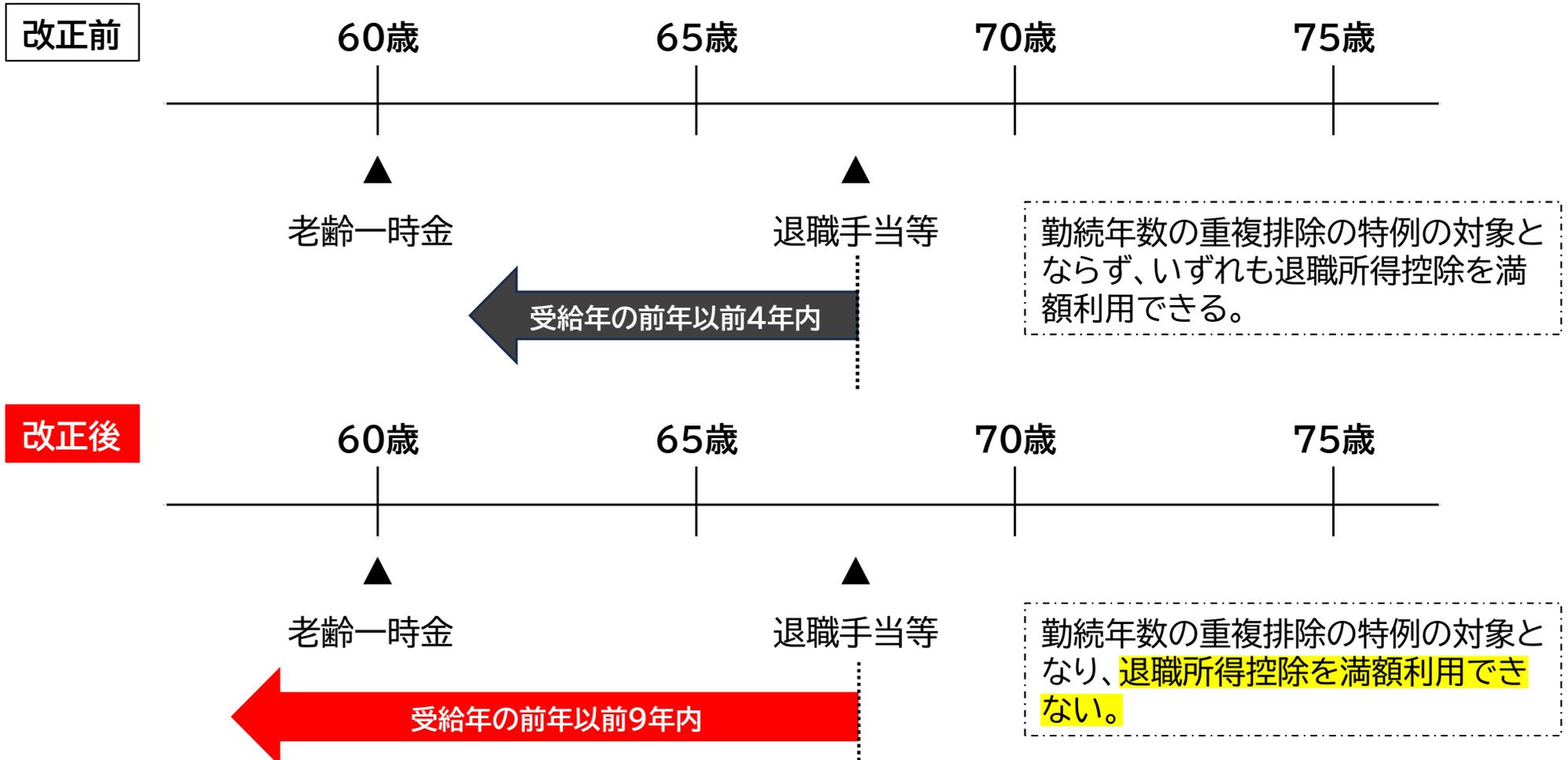


出典:厚生労働省資料より

# 10. 退職所得控除の調整

令和8年1/1以後の  
支払について適用

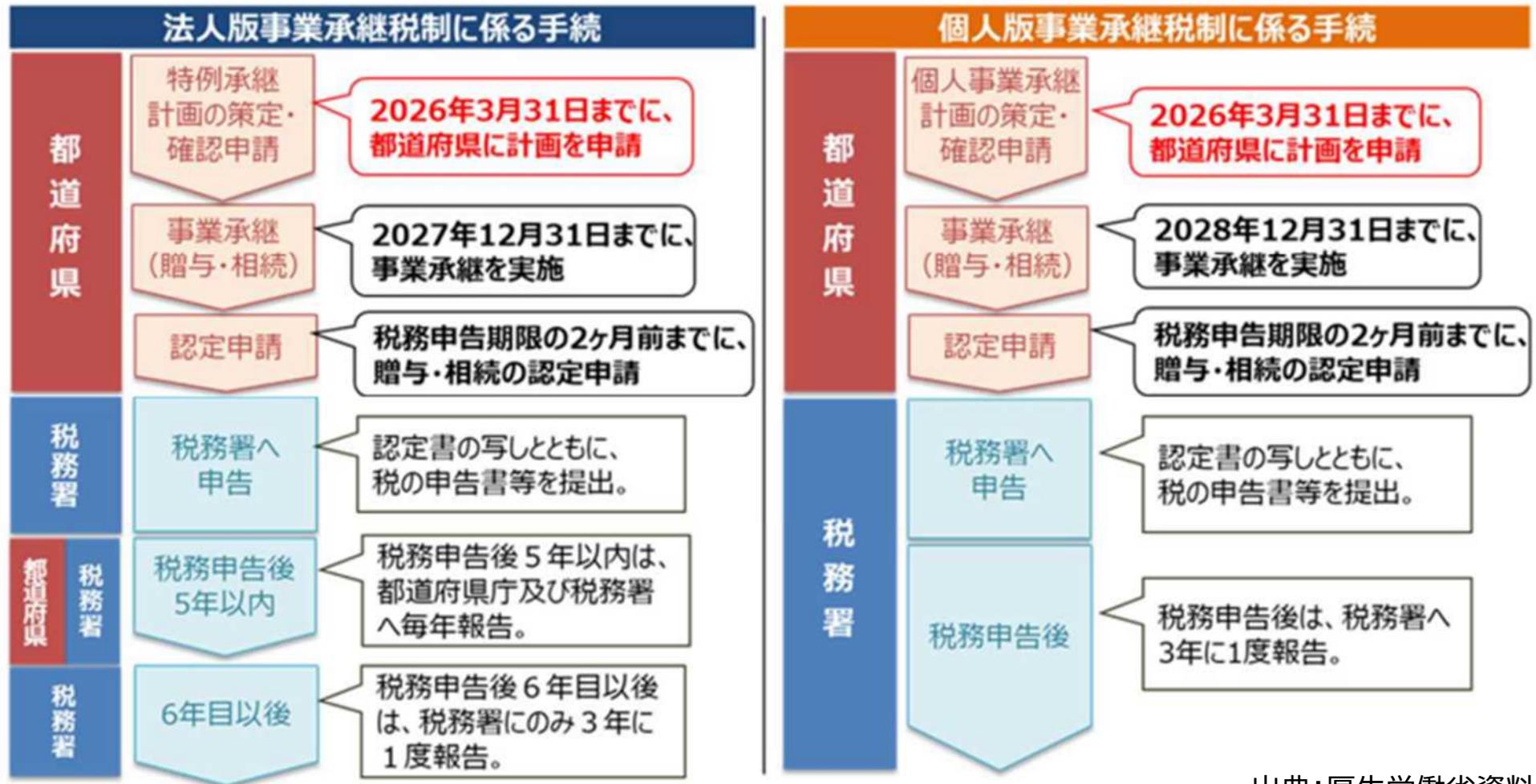
定年の引き上げ等により退職手当等を受け取る年齢も上がっているケースを踏まえ、退職手当等の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金)の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年とする。



# 11. 事業承継税制

<現行>

事業承継時の相続税・贈与税負担を実質ゼロにする時限措置である事業承継税制の特例措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であるため、適用期限は今後とも延長しない。



出典:厚生労働省資料より

# 11. 事業承継税制

## <課題>

特例事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員に就任後3年以上経過している必要がある。  
令和6年度の税制改正によって、特例承継計画の提出期限は2026年3月末まで延長されたものの、後継者が役員に就任していない場合、特例措置の期限である2027年12月末の3年前となる今年(2024年)の12月末までに、役員に就任する必要がある。



出典:経済産業省資料より

# 11. 事業承継税制の見直し

令和7年1/1以後の  
贈与について適用

<改正>

事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行う。

改正前

法人版事業承継税制

役員就任要件として贈与の日まで引き続き3年以上特例認定贈与承継会社の役員等であること。

個人版事業承継税制

役員就任要件として贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

改正後

法人版事業承継税制

役員就任要件として贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること。

個人版事業承継税制

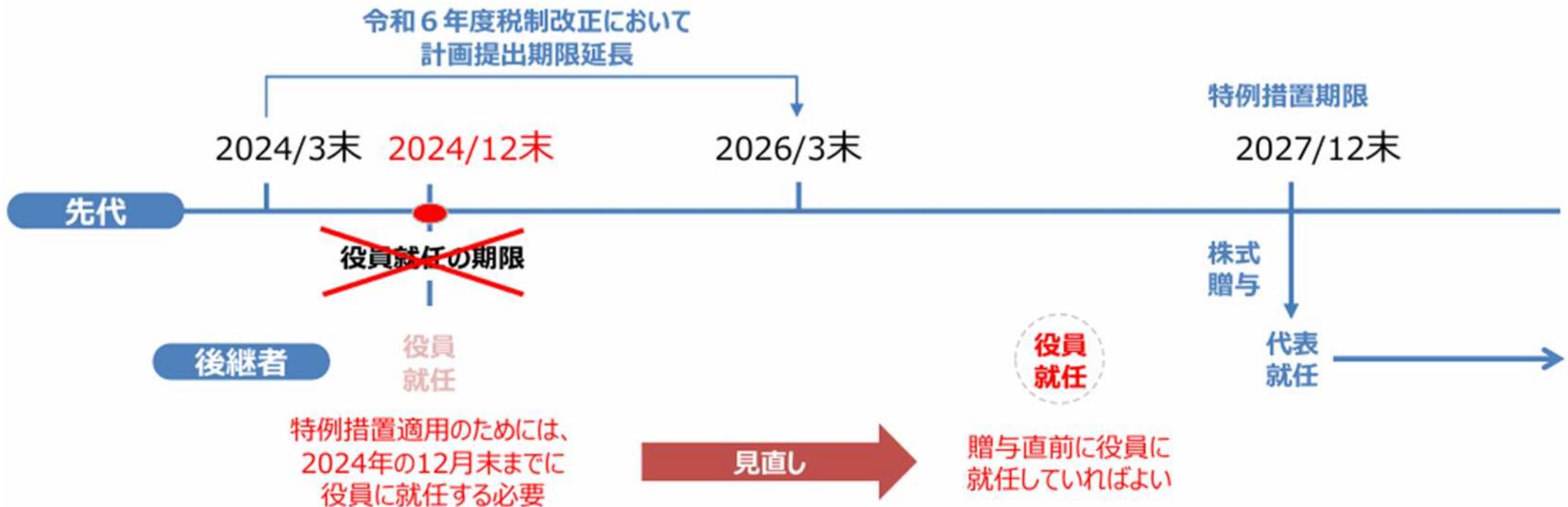
役員就任要件として贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。

# 11. 事業承継税制の見直し

令和7年1/1以後の  
贈与について適用

<改正>

事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行う。

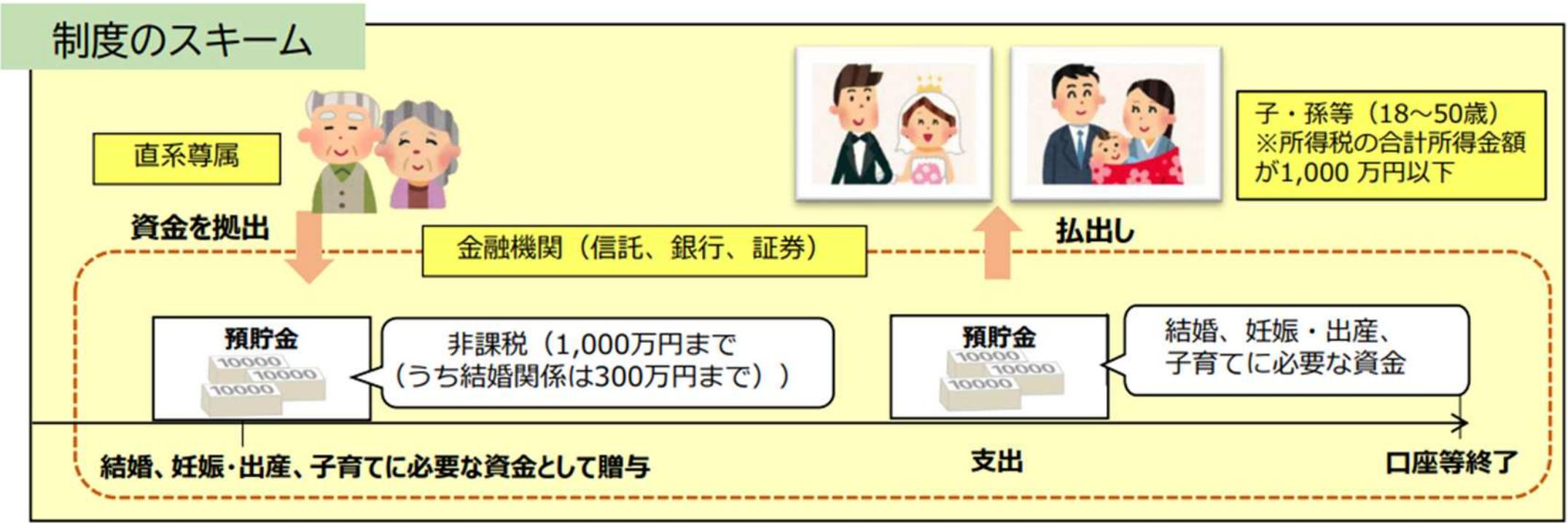


出典: 経済産業省資料より

# 12. 結婚子育て資金の一括贈与

適用期限を令和9年  
3/31まで延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、利用件数が低迷する等の状況にあり、子育てを巡る給付と負担の在り方や真に必要な対応策について改めて検討すべきであるが、現在こども未来戦略の集中取組期間の最中にあるため、適用を2年延長する。



出典:こども家庭庁資料より

# 13. 外国人旅行者向け消費税免税制度

令和8年11/1以後の譲渡について適用

不正利用の実態を踏まえて、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、「出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度」とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、免税対象物品の範囲等の見直しも行う。

改正前



改正後



出典:国土交通省資料より

特殊包装	国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法により包装することが必要
購入上限額等	・消耗品については50万円 ・通常生活の用に供するものであるか判断必要

特殊包装	廃止
購入上限額等	・上限額及び一般物品と消耗品の区分を廃止 ・判断を廃止し個別に定める

# 14. 電子帳簿保存制度の見直し

令和9年分以後の  
所得税について適用

電子取引に係る隠ぺい仮装による10%の重加算税の加重措置対象から、一定の要件を満たす電磁的記録を除外することに伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうち特定の要件を満たして保存を行っていることとするを可能とする。

## 改正前

### 55万円の青色申告特別控除

- ・正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること
- ・貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告期限(翌年3月15日)までに当該申告書を提出すること

### 65万円の青色申告特別控除

- ・上記要件に該当していること
- ・次のいずれかに該当していること
- (1)優良な電子帳簿の要件を満たして保存していること
- (2) e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと

## 改正後

### 55万円の青色申告特別控除

- ・正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること
- ・貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告期限(翌年3月15日)までに当該申告書を提出すること

### 65万円の青色申告特別控除

- ・上記要件に該当していること
- ・次のいずれかに該当していること
- (1)優良な電子帳簿の要件を満たして保存していること
- (2) e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使用して行うこと
- (3)国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムを使用し特定の要件に従って保存していること。

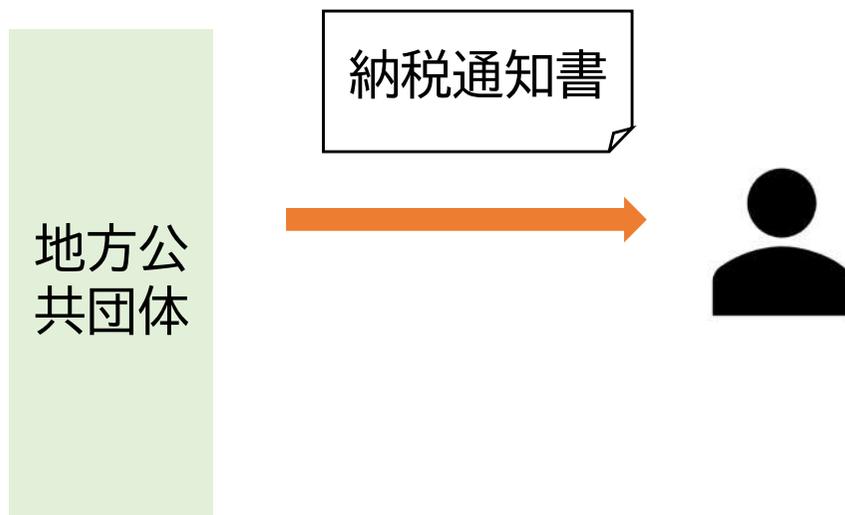
# 15. 納税通知書に係る送付

法人:令和9年4/1以降送達分  
個人:令和10年4/1以降送達分

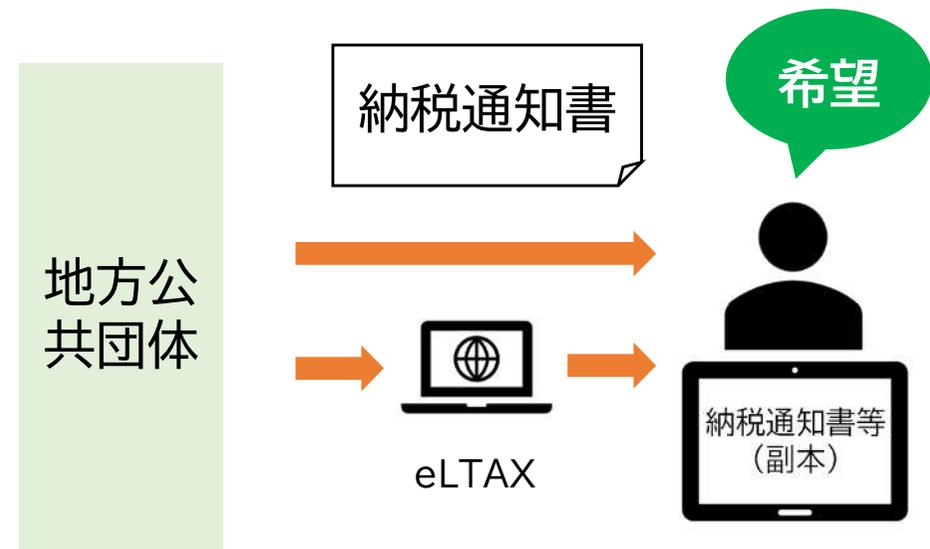
地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう措置を講ずる。

- ・納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAXを経由し、当該申出をした者に提供することができる。
- ・過去に申出をした者に対して、同種に納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAXを経由し、当該者に提供することができる。

改正前



改正後



# ご清聴ありがとうございました

<ご相談・お問い合わせ>

Runwiz税理士事務所

TEL :050-3645-7228

MAIL: [info1@runwiz-tax.com](mailto:info1@runwiz-tax.com)